

## 売買取引監視業務要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、青果物地方卸売市場および水産物地方卸売市場の売買取引監視業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### (業務)

第3条 青果物地方卸売市場における会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 市場取引の指導および監督ならびに市場管理業務に関すること
- (2) 統計関係書の整理に関すること
- (3) その他所属長が必要と認める業務

2 水産物地方卸売市場における会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 市場取引の指導および監督ならびに市場管理業務に関すること
- (2) 入荷数量および卸売価格の卸売場内における公表に関すること
- (3) 統計関係書の整理に関すること
- (4) 検印業務に関すること
- (5) その他所属長が必要と認める業務

### (任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

### (服務)

第5条 会計年度任用職員は、第3条に規定する業務を誠実に遂行しなければならない。

### (業務の報告)

第6条 会計年度任用職員は、売買取引監視業務日誌を備え付け、所属

長に提出し、および報告するとともに、必要に応じて指示または承認を受けるものとする。

(勤務時間等)

第7条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

(1) 次の表に定める勤務時間により勤務するものとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。

また、所属長が特に必要と認める場合は、勤務時間を変更することができる。

勤務場所・勤務形態		勤務日	勤務時間
青果物地方卸売市場		月曜日、 火曜日	午前5時00分から 午前10時45分まで
		上記以外 の日	午前5時00分から 午前10時50分まで
水産物地方卸 売市場	A勤務	月曜日、 火曜日	午前5時00分から 午前10時45分まで
		上記以外 の日	午前5時00分から 午前10時50分まで
	B勤務	土曜日	午前7時00分から 午前12時00分まで
		上記以外 の日	午前8時00分から 午前14時00分まで

(2) 休憩時間は、1日の勤務時間が6時間を超える日において、勤務時間帯の中で60分とする。

(3) 週休日は、函館市会計年度任用職員に関する取扱要綱第13条第3項の規定に基づき、任命権者が別に定める。

(4) 休日は、次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市

長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 1月2日，1月3日および12月29日から12月31日まで  
の日

（届出）

第8条 会計年度任用職員は、病気その他の理由で業務ができなくなったときは、ただちにその旨を所属長に届け出なければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 売買取引監視業務嘱託職員業務要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。